

# 宣誓! 無責任飼い主



ペットに必要な環境や条件を満たす責任を果たし、  
その一生涯を預かる覚悟はありますか？



# 飼い主になるということは

「動物の愛護及び管理に関する法律」  
第7条には、  
**ペットの飼い主の責務**  
として  
6つのことが明記されています。

## ① 健康と安全の保持と 迷惑防止

命ある動物への責任を十分に自覚し、種類や習性に応じて正しく飼うこと、生活環境を悪くしないように、また人に迷惑をかけないように飼うこと。

## ② 病気の知識と予防

動物の病気や感染症等の正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うこと。

## 命を預かる責任

「ペットを飼う」ということはそのペットの命を預かるということです。

### 快適で安全な環境を 提供する責任

ペットの種類によって習性や行動、必要な環境は異なります。ペットが生涯にわたって快適で安全に暮らせるように環境を整え、最期まで適切に飼いましょう。

### 命を終えるまで 飼い続ける責任

誰にでも人生の転機は訪れます。自分の生活が変わってもペットを飼い続けられるか、シミュレーションを行い、あらかじめ対策を練りましょう。



### 老いに向き合う 責任

人にも動物にも寿命があります。ペットも歳を取ると、様々な病気や症状が現れ、介護が必要な場合もあります。介護は長期に及ぶこともあり、家族の協力が欠かせません。個々のペットによって、症状や介護の度合は異なりますので、飼い主は無理せず、悩みを一人で抱え込まずに、獣医師や飼い主仲間などに相談しましょう。

## 飼わない決断も大切です

「適切な世話ができないから、今は飼わない。」と決断することも『ペットの命を預かる責任』を果たすことになります。



### 万が一、飼い続けることが難しくなったら

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼う責務があります。しかし、どうしても飼えなくなったときは、新たな飼い主を探すことも、飼い主の責任です。



- できるだけ多くの親類や知人に聞いてみる
- チラシやポスターを作成する
- 新聞やタウン誌等に広告を掲載する
- インターネットを活用して、情報を発信する

# 全てに責任を持つこと

## ③ 逸走防止

動物が逃げ出したり迷子にならないように、必要な対策をとること。

## ④ 終生飼養

動物がその命を終えるまで適切に飼うこと。

## ⑤ 繁殖制限

飼っている動物が増えすぎて管理できなくなるののないように不妊・去勢手術をすること。

## ⑥ 身元表示 (所有明示)

自分の飼っている動物だと分かるように、首輪や迷子札、マイクロチップ等をつけること。

## 社会に対する責任

ペットを大切に思うあまり、周囲への配慮を忘れてはいませんか？

### ルールやマナーを守る責任

飼い主もペットも地域社会のルールの中で暮らしている以上、自分勝手な行動は許されません。ペットが嫌われる理由のほとんどは、動物によるものではなく、飼い主のマナーが悪いことが原因です。

### 人に危害を及ぼさない責任

地域社会の中には、動物が嫌いな人や恐怖心を持っている人、動物に対するアレルギーを持つ人もいます。放し飼いは、ペットの飛び出しによる交通事故や咬みつき事故等、人も動物もケガをする危険があります。



### 周辺地域を汚したり迷惑をかけない責任

公共の場所に排泄物が放置されているのは誰にとっても不快だけでなく、衛生上も問題があります。また、飼い主が気づいていなくても、鳴き声や毛・羽毛の飛散、排泄物、臭いなどを迷惑に感じている人もいます。日頃から、周囲の人々への配慮が必要です。

### 自然環境に影響を及ぼさない責任

ペットを放し飼いにすると、野生動物を食べたり、すみかを奪うなどして、生態系等に悪影響を及ぼすことがあります。

## 飼い主の都合でペットを手放すことになった実例

■ 結婚、出産、離婚など、生活スタイルが変化し世話をする時間がなくなった。



■ 飼い主自身が病気や高齢になり、ペットの世話ができなくなった。



■ 経済的な理由で飼い続けることができなくなった。



その他、「引越し」「家族にアレルギーが出た」「先住のペットと相性が合わない」「思っていたよりも大きくなった」「仕事が忙しくなった」「近所から苦情がきた」「ペットが高齢になった」「ペットが病気になった」などの例があります。

**ペットの命に責任を持つのは飼い主の「あなた」であることを絶対に忘れないでください**



# 猫は室内で飼いましょう

『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準「第5 猫の飼養及び保管に関する基準」』に  
猫の室内飼育に努めることが明記されています。

## 屋外には危険がいっぱい！

飼い猫を外に出している飼い主は、これらの危険にさらしていることを忘れてはいけません。  
飼い猫がこれらの危険に遭遇した場合には、命を落としてしまうかもしれません。



### 感染症

- ・猫エイズ（猫免疫不全ウイルス感染症）
- ・猫白血病ウイルス感染症
- ・猫伝染性腹膜炎 など



### 交通事故

- ・車と衝突する
- ・車の隙間に入り込む など



### 迷子

- ・予期せぬ事態（大きな音等）でパニックになる
- ・病気や怪我で動けなくなる
- ・繁殖相手を探し放浪する



### 予期せぬ繁殖

- ・望まない子猫が生まれる



### 近所からの苦情

- ・糞・尿被害
- ・ゴミを荒らす
- ・鳴き声
- ・花壇が荒らされる
- ・爪で車が傷つけられる など



### ケンカ

- ・縄張り争い
- ・メスをめぐる争い など



家にいれば  
安心だね～



## 室内飼育でも身元表示を忘れずに！

室内で飼っていても、突然の災害や逸走（脱走）に備えて日頃から迷子札やマイクロチップ等の身元表示（所有明示）をしておくことが必要です。動物病院への移動中や、大きな音など、思いがけないきっかけで猫が迷子になることがあります。万が一のときに後悔しないよう、日頃から身元表示をして、迷い猫にさせないようにしましょう。

※猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプを使用するとよいでしょう。

## 室内飼育でも不妊・去勢手術！

子猫が生まれることを望まない場合や、生まれた子猫を全て幸せにできない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。病気の予防やストレスの軽減になり、繁殖のための争いや逸走（脱走）、望まない妊娠を予防できます。また、オスの場合は、去勢手術をすることにより、あちこちに尿をかけるスプレー行動の予防にもなります。



# 猫に快適な室内環境

猫に快適な環境を整え、飼い主が良いコミュニケーションをとることで  
室内飼育で幸せに暮らせます。

## 上下運動

猫は高いところや立体的な移動を好みます。家具や段ボール箱、市販のキャットタワーなどで上下運動できる場所を作りましょう。

## 外が見える場所

猫は安全なところから外を眺めたり、動くものを見るのが好きです。

## かくれ場所①

高いところや狭いところに快適で安心できるかくれ場所を作りましょう。

## 猫のおもちゃ

安全な猫用のおもちゃを置いておきましょう。一人遊びをしたり、飼い主と遊ぶことでストレスの解消になります。

## かくれ場所②

キャリーバッグをかくれ場所としておくと、通院時や災害時の避難にも役立ちます。安全な場所に置きましょう。

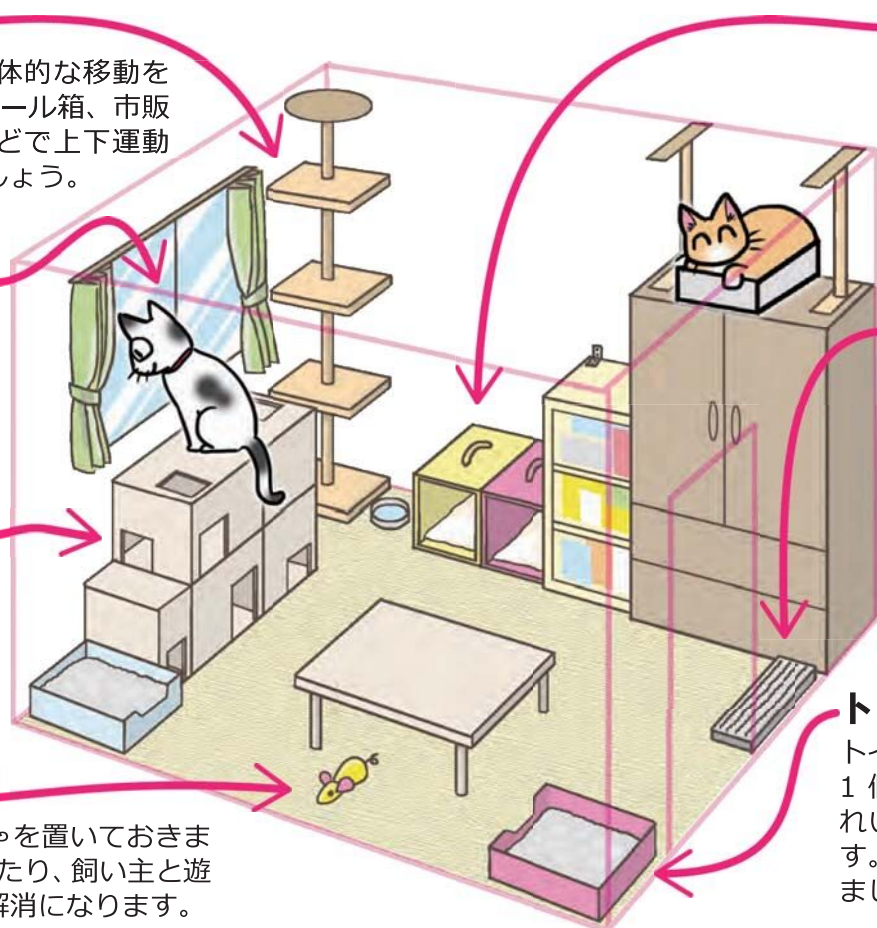
## 爪とぎ

猫は古い爪を剥がしたり、自分の匂いを付けるために爪をとぎます。家具を傷つけられる前に、猫の好みの爪とぎを用意しましょう。

## トイレ

トイレの数は、猫の数+1個が理想です。猫はきれいなトイレを好みます。毎日きれいに掃除しましょう。

※地震等に備えて家具は固定しておきましょう。



**Q** 室内だけだと運動不足になったりストレスがたまりませんか？

**A** 上下運動と遊びで十分発散できます。

猫は上下運動したりおもちゃで遊ぶことで十分に運動することができます。飼い主とのコミュニケーションや遊びも大切です。ストレスの解消になります。また、繁殖に係るストレスは不妊・去勢手術でなくすることができます。

**Q** 室内にはどんな危険がありますか？

**A** 誤飲に気をつけましょう。

ひもやおもちゃで遊んでいるうちに飲み込んでしまったり、電気コードをかじったり、有毒な観葉植物を食べてしまうことがあります。室内に飲み込んだら危ないものはないか、有毒植物はないか気を配ってください。

**Q** 万が一の逸走（脱走）防止にどんな対策をすればいいですか？

**A** 扉の開閉に注意、窓や網戸にロックをつけましょう。

窓や網戸には猫が開けられないようにロックを付けておきましょう。バルコニーには網を張っておくと安心です。人の出入り時に扉から出てしまわないよう注意しましょう。

**Q** 既に外で飼っている猫を室内飼育にすることはできますか？

**A** 少し時間がかかりますが可能です。

最初は習慣で外に出たがりますが、室内の環境を快適にして、外に出さないことを徹底すれば、ほとんどの猫は慣れます。引っ越しなど生活環境の変化を利用すると、比較的容易に室内飼育にすることができます。



# 犬の飼い方のルールや

『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準「第4 犬の飼養及び保管に関する基準」』に  
犬の飼い方のルールが明記されています。

## 犬の飼い方のルール

### 放し飼いや散歩で放すことの禁止

柵に囲まれた自己の敷地内や屋内で飼う場合以外は、放し飼いをしてはいけません。

### つないで飼う場合は場所と綱の長さに気を配る

つないで飼う場合には、人に危害を与えるおそれのないように注意しましょう。

### 周辺地域の住民や環境への配慮

鳴き声や毛の飛散、排泄物の放置などで地域に迷惑をかけてはいけません。



### 散歩のときの安全確保

散歩は必ずリードを付け、犬を制御できる人が行き、時間帯や場所に配慮しなくてはなりません。長すぎるリードでの散歩は、犬にも人にも危険です。

### 適正なしつけ

社会に受け入れられるようなしつけをし、特に制止(マテ)ができるようにしなくてはなりません。また、呼び戻し(オイデ)ができると、いざというときに役立ちます。

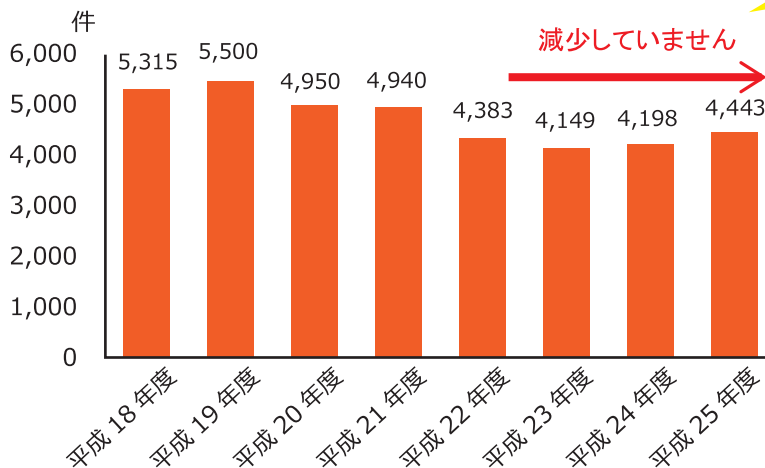
### 飼い犬の性質や特性を知る

飼い犬の性質や特性をよく理解し、事故を起こさないように注意しなくてはなりません。

犬による咬傷事故が毎年発生しています！

平成25年度 全国咬傷事故件数 **4,443件**

(※環境省調べ)



咬傷犬の飼い主はいるの？

飼い主不明 7%  
野犬 1%

飼い主判明 92%

！ 飼い犬(飼い主不明も含む)が全体の98.7%を占めています。飼い主が責任をもって飼うことで、咬傷事故の大部分を防ぐことができます。

飼い主一人ひとりがルールを守り周囲への配慮を行い、咬傷事故をなくしましょう！

# マナーを守りましょう

「狂犬病予防法」により生後90日を経過した犬には  
登録と狂犬病予防注射の接種、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。

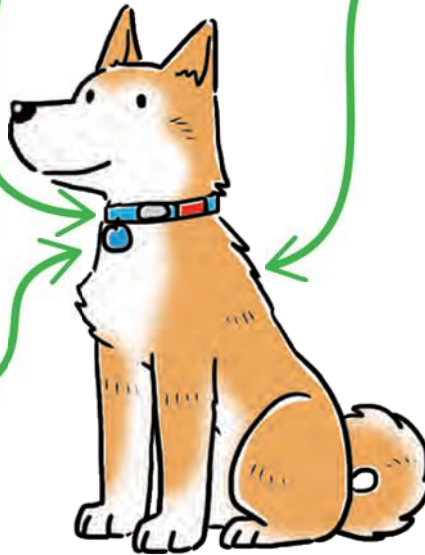
## 身元表示（所有明示）は 二重、三重の対策をとりましょう！

### 鑑札と狂犬病予防注射済票

鑑札は最初の登録時に1枚、狂犬病予防注射済票は、毎年、狂犬病予防注射の際に発行されます。鑑札と注射済票は、犬につけることが飼い主に義務付けられています。犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票に記載されている番号から登録されている飼い主が分かり、飼い主に連絡することができます。記載されているのは番号だけなので、個人情報漏れる心配がありません。

### 迷子札

連絡先を書いた迷子札を犬の首輪につけておけば、迷子になって保護されたときに、保護した人からの連絡が期待できます。



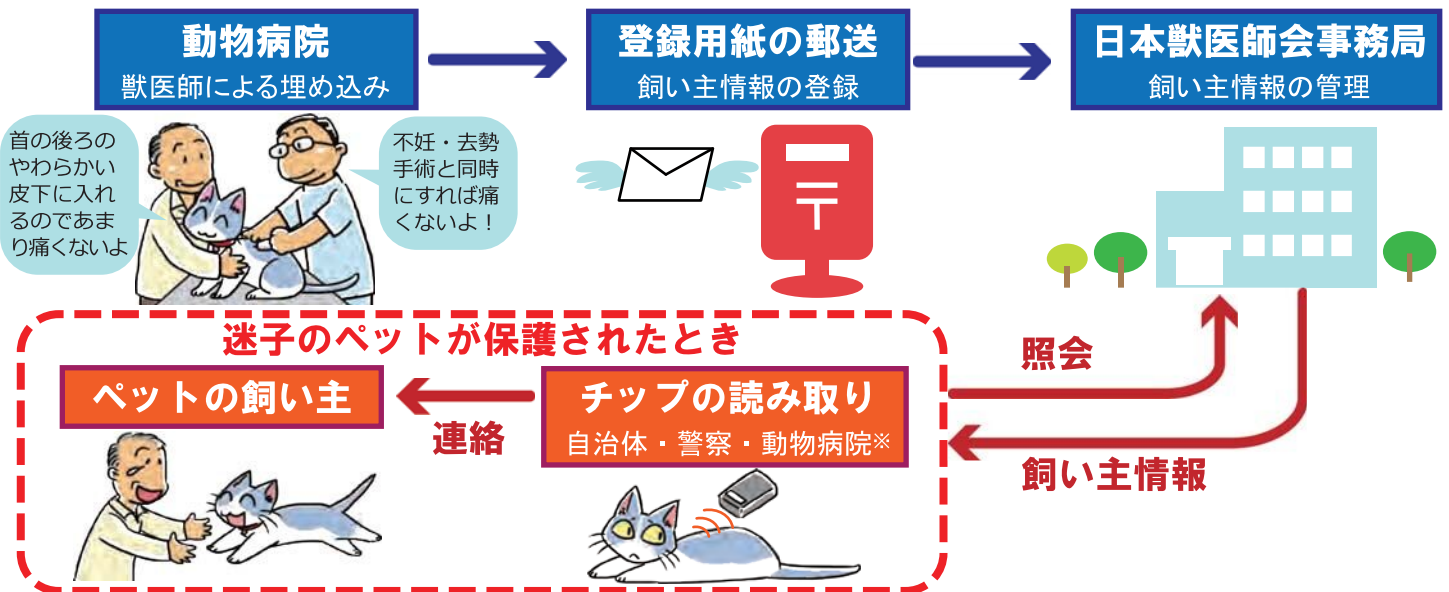
### マイクロチップ

15桁の数字が記録されているチップを専用の注射器で動物の首の皮下に埋め込み、専用のリーダーで読み取ります。埋め込みは通常のワクチン注射とほぼ同じ方法です。チップは半永久的に読み取りが可能で、首輪等が取れてしまっても身元の証明が可能です。チップに記録された数字に対応する飼い主の情報は、AIPO事務局がある日本獣医師会が管理しています。チップを埋め込むだけでなく、日本獣医師会事務局への飼い主情報の登録が必要です。

(公社) 日本獣医師会事務局  
(日本獣医師会内マイクロチップ専用窓口)  
TEL: 03-3475-1695 FAX: 03-3475-1697  
<http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/>



### <マイクロチップの登録方法> ★住所や電話番号等の飼い主情報を変更したら、忘れずに更新しましょう！！



※検索用IDを取得している小動物臨床獣医師

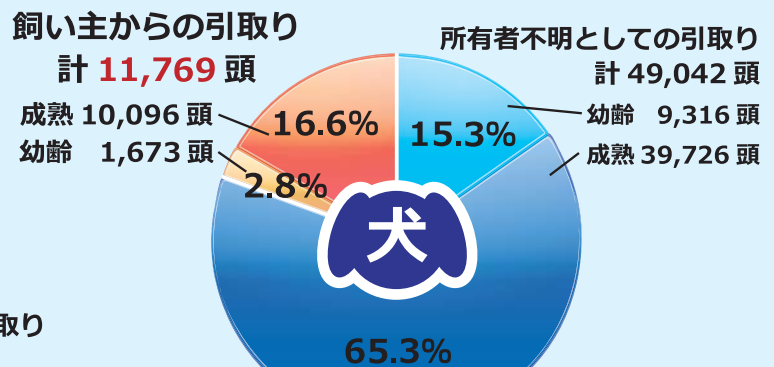
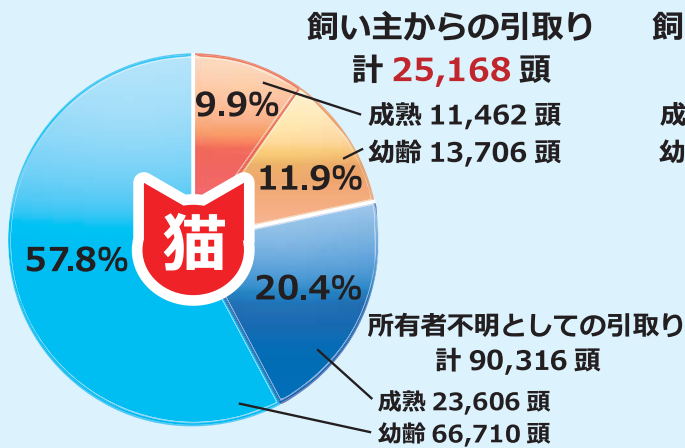


# 飼い主一人ひとりが責任を果たせば 「引取り数」も「殺処分数」も減らせます

平成 25 年度に全国の自治体の保健所や動物愛護センター等に引き取られた犬猫の総数は **176,295 頭**

そのうち飼い主からの引取りは **約 5 分の 1 (36,937 頭)** でした

全国の犬・猫の引取り数、殺処分数(平成25年度)



(平成 27 年 3 月)  
※データは環境省調べ

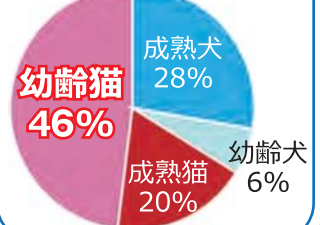
## まずは飼い主からの引取りを減らすことが重要です

### 無責任にエサを与える行為は不幸な命を増やすことも・・・

自治体に引き取られる犬猫のうち、約半数が子猫です。不妊去勢や清掃を行わず、かわいそうだからと無責任にエサだけを与える行為は本当に猫にとって幸せなことでしょうか？ 不幸な命を生み出さないようにすることが、私たちに求められています。



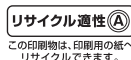
引き取った犬猫の構成 (平成24年度)



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

編集・デザイン：つしまみかこ

平成 26 年 9 月発行  
平成 27 年 3 月改訂



○お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ